

番号	質 問	地 域	回 答
1	(委託仕様書案 (F N C) 2 ページ) 第 5 業務の内容 1(2)ウ プロボノ (県内全域) 東部と西部の仕様にはなく、ふじのくに N P O 活動センターだけに課す理由・目的は何でしょうか？	中部	プロボノは一般的にまだ普及していないことから、全県の情報を一括して管理する方が効率的であるため、ふじのくに N P O 活動センターの業務としています。
2	(ふじのくに東部 N P O 活動センター管理区分図) 正面 EV 出入口、搬入用 EV 出入口、給湯設備等フロアでの共用設備と思われる部分が管理区分内にあるが、これらはふじのくに東部 N P O 活動センターの専有と考えてよいのか。	東部	ふじのくに東部 N P O 活動センターの専有施設として考えてください。ただし、東部障害者マルチメディア情報センターの使用については原則として制限できません。
3	(ふじのくに東部 N P O 活動センター管理区分図) 現在、沼津商連会館会議室及び東部障害者マルチメディア情報センターとの間に壁がないが、外出時や営業時間外等の施設管理・セキュリティーの確保についてどのように考え、対応すればよいか。	東部	センター施設に開館時間外、外出時に容易に侵入できないよう仕切り等の設置を検討しています。また、東部障害者マルチメディア情報センターとの仕切りは設置できませんので、そちらについては、東部障害者マルチメディア情報センターの受託者と調整をお願いします。
4	(平成 26 年度ふじのくに東部 N P O 活動センター運営業務 委託仕様書 (案) 1 ページ) 開館日・開館時間について同居する東部障害者マルチメディア情報センターと調整はとれているか。	東部	平成 26 年度のふじのくに東部 N P O 活動センターの開館時間については、県の担当課へ連絡してありますので、こちらに合わせた開館日・開館時間に調整される見込みです。
5	平成 25 年度の委託仕様書には、毎月 1 回以上「出前西部 N P O 活動センター」を開設することと記載されていましたが、平成 26 年度の仕様書には記載されていません。 平成 26 年度については、出前西部 N P O 活動センターは継続しないということでしょうか？	西部	出前 N P O 活動センターは、相談業務の一つであり、平成 25 年度は市町からの要望で回数等を規定していました。本年度は、センターの効率的な運営を考えて、実施市町に偏りがないよう事業に盛り込んでいただくことは可能です。

番号	質 問	地 域	回 答
6	『第 5 業務の内容』の(2)イ、(3)ア、イ、(4)アに実施回数が記載されていますが、記載されている回数を必ずしも実施しなければならないということでしょうか。	西部	(2)イの個別コンサルタント業務については必要な団体数です。それ以外は、各々の業務について県が考える必要回数を記載してありますが、目標達成のため、より効果的な事業がある場合は、それに代わる業務を実施することは可能です。